

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 河川砂防課

法令名	採石法			法令番号	昭和25年法律第291号				
手続名	採石業者の登録			根拠条項	第32条				
審査基準	<p>1. 採石法第32条の3及び第32条の4による。</p> <p>2. 「佐賀県採石業者登録事務取扱要領」による。</p> <p>3. 「採石業者登録申請書等作成手引き」による。</p>								
	受付機関	河川砂防課	処理機関	河川砂防課	交付機関	河川砂防課	標準処理期間	15日	目次
					標準経過期間	日	No.		